

1. 事業の見通し

○安定器・汚染物等

- ・安定器・汚染物等については、北九州事業所、北海道事業所ともに処理促進策を講じたとしても、計画的処理完了期限内の処理は困難な状況。
- ・現在発覚しているものに加え、掘り起こし調査により今後発覚する量を処理するためには、計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要。

○変圧器・コンデンサー等

- ・全事業所において計画的処理完了期限までの処理完了を目指し処理を実施中。
- ・JESCO機器登録済み量については計画的処理完了期限までに処理完了の見込みであるが、今後の掘り起こし量等を見込むと、計画的処理完了期限までに処理が完了できない可能性がある。

2. 処理促進に向けた取り組み

- ・安定器の仕分けや分離処理等により処理を促進するとともに、地方環境事務所やJESCO、産廃振興財団による仕分け支援を強化。汚染物等についても性状を確認し、保管事業者と必要な前処理や仕分けを実施。
- ・今後新規発見が見込まれる変圧器・コンデンサー等の掘り起こしを着実に進めるため、関係省庁や自治体と連携した周知、産廃振興財団による判定支援を実施。
- ・PCB処理基金の用途を拡大し、処分費用に加えて、運搬費等への助成等を実施することで、処理を促進。

①安定器・汚染物等

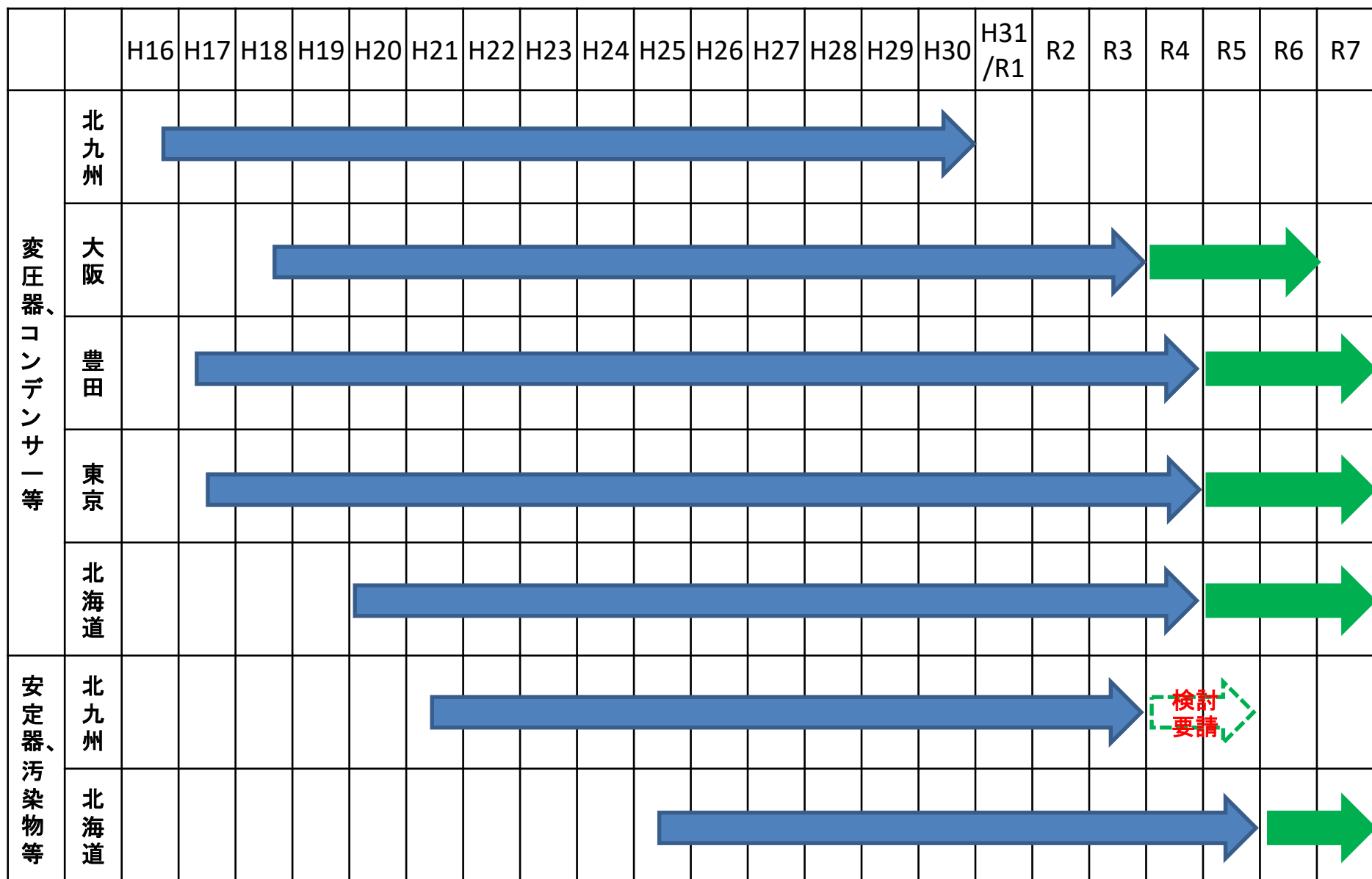
- 北九州事業所における安定器等について、令和5年度まで2年間、処理を継続させる。
- 北海道事業所についても、事業終了準備期間も処理を行い、令和7年度まで処理を継続させる。

②変圧器・コンデンサ等

- 新規発掘に対応するとともに、行政代執行の日程を考慮するため、事業終了準備期間も処理を可能にし、少なくとも令和5年度までは処理を継続させる。
- 北九州事業エリアで新規発見されたコンデンサ等の継続保管案件については、令和4年度、5年度に大阪事業所と豊田事業所で広域処理を行う。

➡ 令和3年9月22日に、北九州市、大阪市、豊田市及び北海道に対して、環境大臣名で要請を実施した。

(参考) 処理スケジュール



 計画的処理完了期限
  事業終了準備期間

※最上横列は年度を示す。

※計画的処理完了期限の1年前を処分期間と定義。処分期間までにJESCOと処分契約を締結することを義務付け。